答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成27年1月5日付けで行った 公文書部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成26年12月17日付けで、埼 玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。)第7 条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求(以下「本件開示請求」 という。)を行った。

「1次選考 細部事項」について

- ① 「勤務状況等調書」の評定基準(また、「所見」欄は、どのように扱われるのか?)を明らかにした文書
- ② (3)の「イ」の「教員としての経験年数等を勘案」の勘案とは、どのように反映されるのかを明らかにした文書
- ③ 「教育現場における実績」とは、何か?どのように評価するのか?これを明らかにした文書
- ④ 「教員としての即戦力となり得る経験等を有する者」とは、どのように評価 されるのかを明らかにした文書
- (2) これに対し実施機関は、「平成27年度埼玉県公立学校教員採用選考試験(小中学校等)第1次選考細部事項(担当共通理解事項)」(以下「本件対象文書」という。)を特定し、平成27年1月5日付けで公文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、申立人に通知した。

- (3) 申立人は、平成27年1月15日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを 求めて異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年2月9日に実施機関から条例 第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書(以下「理 由説明書」という。)の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成27年4月13日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成27年5月26日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (8) 当審査会は、平成27年6月23日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

「開示しない理由」の「開示した場合、公正・公平な採用選考試験の実施および 適正な教員採用業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、埼玉県情報公開条例第 10条第5号に該当するため。」とする理由は、納得できない。開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

ア 「開示しない理由」にある「おそれ」は、きわめて一般的で抽象的な説明である。当該情報が公開されることによって、どのような支障があるのか具体的、個別的かつ明白な説明でなければ「不開示」の根拠にならない。

実施機関は理由説明書で、「実施機関の側に立ち、『自分をつくって表現すること』に力を注ぐことになる。」と述べている。しかし、試験一般に言えることだが、通常、どう答えたらいい点数が得られるかに力を注ぐものではないだろうか。多くの教員採用試験対策の本が出版社から出されており、面接対策が行われているのは常態化している。そのことを実施機関が自ら知っていることである。

また、理由説明書では「本件対象文書を開示した場合、本件対象文書を手に入れた者とそうでない者が存在し、不公平感を抱かせるとともに、不信感をもたせ

る原因となり、適正で公正・公平な採用事務が保障されなくなる。」と述べている。

この説明は、情報公開しない理由にそもそもなり得るのか。公開する文書を誰が手に入れるか、と公開すべき文書か否かという問題を混同した誤った論としか言いようがない。

イ 今まで実施機関は採用選考試験の細部にわたって全面的に公開してきた。ところが、このたびの「一部分」のみ「不開示」には全く整合性が見られない。

理由説明書では、「実際の選考手順や各種試験資料の着眼点等をまとめたもの・・公開することは、面接試験等によって人物を見極め、選考するという機能を低下させ、結果として、人物重視の採用の目的が果たせなくなる。」と述べている。しかし、すでに面接の着眼点等が詳細に開示されている。この開示では「面接試験等によって機能を低下させる」ことにはならないが、それ以外の「着眼点をまとめたもの」が公開されると「選考機能を低下させる」とは、どんな理由があるのか具体的に明らかにされていない。

- ウ 近年、全国的に情報公開・開示が進んでいる。教員採用試験の制度全般わたって基本的にすべて開示しているのが愛知県であり、その他の県でも急速にしかも 全般的に情報公開が進んでいる。本県においても、他県の動向と足並みをそろえるべきである。
- エ 本件処分は本県教員採用選考試験の「選考」に関する情報を正確に知りたいという県民の開示請求権に背くものであり、また、その情報によって、本県の学校教育に寄与できる教員になりたいと思っている受験者の願い(県政参加)に背くものである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年度埼玉県公立学校教員採用選考試験(小中学校等) 第1次選考における選考資料作成の際に、担当者間の共通理解を図るために作成した文書である。

これには、面接や受験者の活動実績等の評価、各種試験や活動実績等の評価ウェイト、合格者の具体的決定方法などが詳細に記載されており、実施機関内部でも公正・公平な選考を実施する上で重要な文書である。

(2) 本件処分の理由について

任命権者の合理的な裁量に委ねられている詳細な選考基準や選考方法は、これを 公開すると、受験者自身の教員としての適格性を総合的に判断するという選考の趣 旨を損なう実質的なおそれがある。したがって、本件対象文書に記載された情報は、 条例第10条第5号に該当し、一部開示とした。

(3) 申立人の主張について

申立人は、「3 申立人の主張の要旨(2)」に示したア及びエの理由を挙げている。

ア 「「開示しない理由」にある「おそれ」は、きわめて一般的な抽象的な説明で ある」について

教員の採用事務は、人事管理の根本である。本件対象文書を公開すれば、受験者は「ありのままの自分を表現すること」より、実施機関の側に立ち、「自分をつくって表現すること」に力を注ぐことになる。選考する側にとっては、真に知りたい受験者の姿が見えず、適正な評価をすることができなくなる。

また、本件対象文書を開示した場合、本件対象文書を手に入れた者とそうでない者が存在し、不公平感を抱かせるとともに、不信感を持たせる原因となり、適正で公正・公平な採用事務が保障されなくなる。

イ 「文書開示の整合性がない。」について

本件対象文書は、実際の選考手順や各種試験資料の着眼点等をまとめたものである。これを公開することは、面接試験等によって人物を見極め、選考するとい

う機能を低下させ、結果として人物重視の採用の目的が果たせなくなる。

選考試験である以上、受験者に公開できるものとできないものが存在するのは、 採用事務を遂行する上で当然である。

ウ 「他県の動向と足並みをそろえるべきである」について

本件対象文書は、選考を行う上で必要な内容を記載したものであり、受験者等 へ公開することを想定して作成したものではないことから、条例第10条第5号 に該当するものと考える。

本県でも、情報公開に対しては積極的に取り組んでいる。教員採用選考試験受験者等にとって必要な情報(試験の内容、手順、方針等)は、試験要項に記載するとともに、県教育委員会のホームページにも掲載し、広く公開してきているところである。ホームページでは、「選考方針」の中で各試験種目の配点や評価の観点も公開している。また、事前に教員募集説明会を複数回開催し、直接説明する機会も設けている。受験者は、試験問題を試験後持ち帰ることができるほか、公開も行っている。受験者本人に対する試験の成績開示も行っている。

本県と関東1都5県を比較すると、選考手順、面接試験等の実施要領を開示している都県はほかにはなく、むしろ本県の対応は他県に比べて進んでいるともいえる。

エ 「採用選考試験受験者の開示請求権に背くものである」について

受験者にとって必要な情報及び試験の結果については、積極的に公開し、理解を得てきているところである。また、開示請求に対して、存在する文書については、事務に支障がない限り開示又は情報提供をしてきている。したがって、開示請求権に背くものではない。

5 審査会の判断

(1) 教員採用選考試験について

公立学校の教員の採用は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条

の規定により選考によるものとされており、本県では、埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則(昭和31年教育委員会規則第7号)に基づき実施されている。

教員採用選考試験は、第1次試験及び第2次試験で構成される。また、一般選考 及び特別選考の2つの選考区分が設けられている。

本件開示請求にかかる平成27年度埼玉県公立学校教員採用選考試験(以下「平成27年度選考試験」という。)には、特別選考として障害者、経験者、臨時的任用教員経験者、国際貢献活動経験者等の計11種が定められている。そして、これらの特別選考によらない選考を一般選考と称している。

小・中学校等教員に係る平成27年度選考試験の第1次試験では、一般選考では 筆答試験(専門分野及び一般教養・教職科目)、特別選考では、「臨時的任用教員 経験者特別選考A」並びに「国際貢献活動経験者特別選考」、「スポーツ実績特別 選考」及び「特別支援学級担当特別選考」の選考区分で筆答試験(専門分野)及び 面接試験が実施される。

また、選考にはI 部選考とII 部選考の2 種類がある。I 部選考は、試験得点を重視して行う選考であり、II 部選考は、受験者の実績・資格等を重視して行う選考である。なお、II 部選考は特別選考においてのみ実施されるものである。

(2) 本件対象文書について

平成27年度選考試験の第1次試験については、「平成27年度埼玉県公立学校教員採用試験第1次試験選考手順」により、合格者数の決定方法やI部選考及びII部選考の手順が定められている。また、「平成27年度埼玉県公立学校教員採用選考試験(小中学校等)第1次選考 細部事項」(以下「細部事項」という。)には、主にII部選考に係る選考基準が定められている。

本件対象文書は、第1次試験の合格者を決定するに当たり、細部事項に記載されている内容について担当者間の共通理解を図るために作成されたものであり、細部事項に、項目ごとの詳細な選考の指標を追加して記載した形式となっている。

実施機関は、本件対象文書において担当者間の共通理解を図るために記載された 部分については、受験者の活動実績等の評価や評価ウェイト、合格者の具体的な決 定方法等が記載されており、これを開示すると公正・公平な選考試験の実施及び適正な教員採用業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第10条第5号に該当することを理由に不開示とした。そこで、以下不開示部分の条例第10条第5号該当性について検討する。

(3) 不開示部分の条例第10条第5号該当性について

条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。

本件対象文書は、主に選考試験のII部選考に係る選考基準が記載された細部事項 について、担当者間で合格者の判断に齟齬がないよう定めた事項を記載した文書で ある。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関が不開示とした部分には、学校長が受験者の勤務状況等について記載した勤務状況等調書を確認する際の着眼点、教員としての即戦力となり得る経験等についての評価、クラブ活動・部活動の実績に対する評価ウェイト等、選考試験に係る情報がまとめられていることが確認できた。

実施機関の説明によれば、ここに記載された情報は、第1次試験の合否判定過程における比較、検討のための指標として用いているものであり、最終的な合否判定については教員としての適格性を総合的に判断して決定しているとのことである。そうであるとすると、この記載情報が開示された場合、受験者等に結果の妥当性をめぐり無用の混乱を生じさせたり、特定の経験や実績について誤った憶測や誤解を

生じさせたりする可能性を否定できない。よって不開示部分を開示すると、受験生の人物性や実績を重視して選考するII部選考の合否判定の趣旨が損なわれることになり、公正・公平な採用選考試験の実施及び適正な教員採用業務の遂行に支障を及ぼすという実施機関の主張は是認できる。

以上のことから、本件対象文書のうち担当者間の共通理解を図るために記載された部分について、条例第10条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、今まで実施機関は採用選考試験の細部にわたって全面的に公開してきており、今回一部分のみを不開示とする判断は整合性がないと主張する。この点について実施機関に確認したところ、申立人は「平成27年度埼玉県公立学校教員採用選考試験(小中学校等)第1次選考 細部事項」ほか選考試験に係る16の文書について、情報提供を受けているとのことである。

当審査会で、申立人が情報提供を受けた文書について見分したところ、既に情報提供された文書には本件処分で不開示とされた情報と全く同じ情報は見受けられなかった。

したがって、整合性がないという申立人の主張は採用することができない。

なお、申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するもの ではない。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

市川 直子、徳本 広孝、三角 元子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年 2月 9日	諮問を受ける(諮問第270号)
平成27年 2月 9日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成27年 4月13日	申立人から意見書を受理
平成27年 5月26日	諮問庁から説明及び審議(第三部会第102回審査会)
平成27年 6月23日	申立人から意見陳述聴取及び審議(第三部会第103回審査会)
平成27年 7月21日	審議(第三部会第104回審査会)
平成27年 9月 9日	審議(第三部会第105回審査会)
平成27年10月 6日	審議(第三部会第106回審査会)
平成27年11月16日	答申